

密集市街地整備支援調査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）密集市街地まちづくり活動支援制度要綱（以下「制度要綱」という。）第2条第2号に定める密集市街地整備支援調査（以下「支援」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(支援の内容)

第2条 前条の支援は、次の各号に掲げる支援を行なうものとする。

- (1) 老朽建築物の除却・建替え及び公共施設整備を促進するための支援調査
 - ア 技術者支援調査
 - イ 専門家支援調査
- (2) 公共施設跡地整備や空き家・空き地の実態等支援調査

(支援の対象)

第3条 前条の支援を受けるための要件は、それぞれの支援区分ごとに次のとおりとする。

- (1) 老朽建築物の除却・建替え及び公共施設整備を促進するための支援調査
 - ア 技術者支援調査
老朽建築物所有者への建替え等の働きかけや公共施設整備に伴う用地買収等のため技術者を市が必要とする場合。
 - イ 専門家支援調査
制度要綱における整備事業区域内における公共施設（道路・公園等）の整備に伴い、次のいずれかに該当する場合
 - ① 地権者からの要望や事業進捗を図るうえで、市が弁護士や税理士等専門家の判断をセンターに求め、センターが必要と認めた場合。
 - ② 用地買収等に伴い必要となる分筆登記、測量等で、市が単独での実施が困難と認められる場合。
- (2) 公共施設跡地整備や空き家・空き地の実態等支援調査
次のいずれかに該当する地区で、市からの要請に基づき、センターが支援を必要と認めた地区とする。
 - ア 市が、密集市街地の防災性の向上や居住環境の改善を図るうえで、特に効果が高く重点的に整備を行う必要がある地区として、面整備等の事業化に向けて検討している地区や学校跡地等を活用し、まちづくりを行う地区
 - イ 市が、老朽建築物等の建替えを促進するため、都市計画制度等による規制・誘導方策の導入を検討している地区
 - ウ 市が、密集市街地の防災性の向上や居住環境の改善を図るうえで、空き家、空き地の実態を調査し、その活用方策を検討する必要がある地区

(技術者支援調査)

第4条 第2条（1）アの技術者支援調査は、次のとおりとする。

(1) 支援の内容

センターが費用を負担して、派遣会社から市に派遣する技術者又はセンター職

員（以下「派遣等技術者」という。）が、市において業務を行い支援するものとする。業務内容については、「労働者派遣に関する契約書」（以下「契約書」という。）又は、「職員派遣に関する協定書」（以下「協定書」という。）に定める。

(2) 申請手続

市は、支援を希望するときは、老朽建築物の除却・建替え及び公共施設整備を促進するための調査支援（技術者支援）申請書(様式第1号)を、年度ごとにセンターに提出するものとする。

(3) 支援調査の決定等

センターは、前号の申請があったときは、技術者支援の可否を決定し、老朽建築物の除却・建替え及び公共施設整備を促進するための支援調査（技術者支援）派遣決定（非決定）通知書(様式第2号)により当該市に通知する。

(4) 契約書等の締結

前号の派遣決定通知後、センター、市及び派遣会社で「契約書」又は、センター及び市で「協定書」を締結するものとする。

(5) 完了報告

センターは、支援調査が完了したときは、その成果とともに、老朽建築物の除却・建替え及び公共施設整備を促進するための支援調査（技術者支援）報告書(様式第5号)により当該市に報告する。

(専門家支援調査)

第5条 第2条（1）イの専門家支援調査は、次のとおりとする。

(1) 支援の内容

ア 第3条（1）イ①の専門家支援調査は、公共施設の整備に伴い地権者又は整備を行う市が専門家の助言等を必要とする場合にセンターが専門家に相談業務を依頼するものとする。

イ 第3条（1）イ②の専門家支援調査は、公共施設の整備に伴い分筆登記、測量等の必要がある場合にセンターが土地家屋調査士や測量士事務所等に委託するものとする。

ウ 専門家支援調査の実施にあたり、土地等の権利関係の状況等の調査に必要な基礎資料の整理及び関係機関等との調整は市が協力するものとする。

(2) 申請手続

市は、支援調査を希望するときは、老朽建築物の除却・建替え及び公共施設整備を促進するための支援調査（専門家支援）申請書(様式第3号)を、センターに提出する。

(3) 支援調査の決定等

センターは、前号の申請があったときは、専門家支援の可否を決定し、老朽建築物の除却・建替え及び公共施設整備を促進するための支援調査（専門家支援）決定（非決定）通知書(様式第4号)により当該市に通知する。

(4) 完了報告

センターは、支援調査が完了したときは、その成果とともに、老朽建築物の除却・建替え及び公共施設整備を促進するための支援調査（専門家支援）報告書(様式第5号)により当該市に報告する。

式第5号)により当該市に報告する。

(公共施設跡地整備や空き家・空き地の実態等支援調査)

第6条 第2条(2)の支援調査は、次のとおりとする。

(1) 支援の内容

ア 支援調査の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 現況・課題の整理
- ② まちづくりの目標と基本方針の設定
- ③ 地区の整備構想検討案や空き家・空き地の活用方策案等の作成
- ④ その他事業化や空き家・空き地の活用方策検討等に必要な調査

イ 支援調査の実施にあたり、土地等の権利関係の状況、公共施設の状況等の調査に必要な基礎資料の整理及び関係機関等との調整は市が協力するものとする。

ウ 支援は、センターがコンサルタントへの委託検討に必要な経費とする。

(2) 申請手続

市は、支援調査を希望するときは、公共施設跡地整備や空き家・空き地の実態等支援調査実施要望書(様式第6号)を、センターに提出するものとする。

(3) 支援調査の決定等

センターは、前号の申請があったときは、支援調査実施の可否を決定し、公共施設跡地整備や空き家・空き地の実態等支援調査実施決定(非決定)通知書(様式第7号)により当該市に通知する。

(4) 完了報告

センターは、支援調査が完了したときは、その成果とともに、公共施設跡地整備や空き家・空き地の実態等支援調査報告書(様式第8号)により当該市に報告する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

ただし、第2条(1)、第3条(1)、第4条及び第5条については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に基づき、第39回評議員会後最初に大阪府知事の変更認定を受けた日から10日を経過した日(その日がこの法人の休業日の場合は翌営業日)から施行する。